

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1 : 外国為替市場の安定

政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 （令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」 （令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、またより厳しさをます国際情勢のなか、対内直接投資審査制度についても適切に見直しを行いました。その上で、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 7 年度は、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び FATF 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。</p> <p>多国間にまたがる政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と連携して対応しています。</p>
--------------	--

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
取組内容	<p>為替レートは、経済のファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要です。通貨当局として、G 7/G 20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けて取り組みます。</p> <p>A 外国為替市場の安定化に向けた取組</p> <p>引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G 7/G 20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。</p> <p>また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、特に、有事の際には直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。</p> <p>B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。</p>

定性的な測定指標	
[主要]	政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組
(目標の内容)	<p>G 7/G 20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p>

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定には、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。令和7年9月に、これまでの為替政策に関する日米の共通認識等を明確に確認する「日米財務大臣共同声明」を发出了しました。また、IMFやAMROなどの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1： 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位：回)	作成 頻度	年度	令和3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
							目標値	実績値
外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベー ス)	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
		実績値	12	12	12	12	12	12
外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベー ス)	年4回	目標値	4	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
		実績値	4	4	4	4	4	4
外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表
		実績値	12	12	12	12	12	12
外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
		実績値	1	1	1	1	1	1
達成割合			100%	100%	100%	100%	100%	100%
[主要] 政6-1-1-A-2： 国際収支状 況等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位：回)	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第6 営業日までに公表
		実績値	12	12	12	12	12	12
	年1回	目標値	1	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表

	本邦対外 資産負債 残高		実績値	1	1	1	1	1
	オフショ ア勘定残 高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	12	12
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 6 営 業日まで公表
			実績値	12	12	12	12	12
達成割合				100%	100%	100%	100%	100%

(注) 国際収支状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>

本邦対外資産負債残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>

外貨準備等の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html>

外国為替平衡操作実施状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>

オフショア勘定残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>

対外及び対内証券売買契約等の状況 (週次でも公表)

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

目標の達成度	政6-1-1-A-1: 外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2: 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。</p> <p>外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を实</p>

現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和 3 年 10 月より E S G 投資を開始しています。

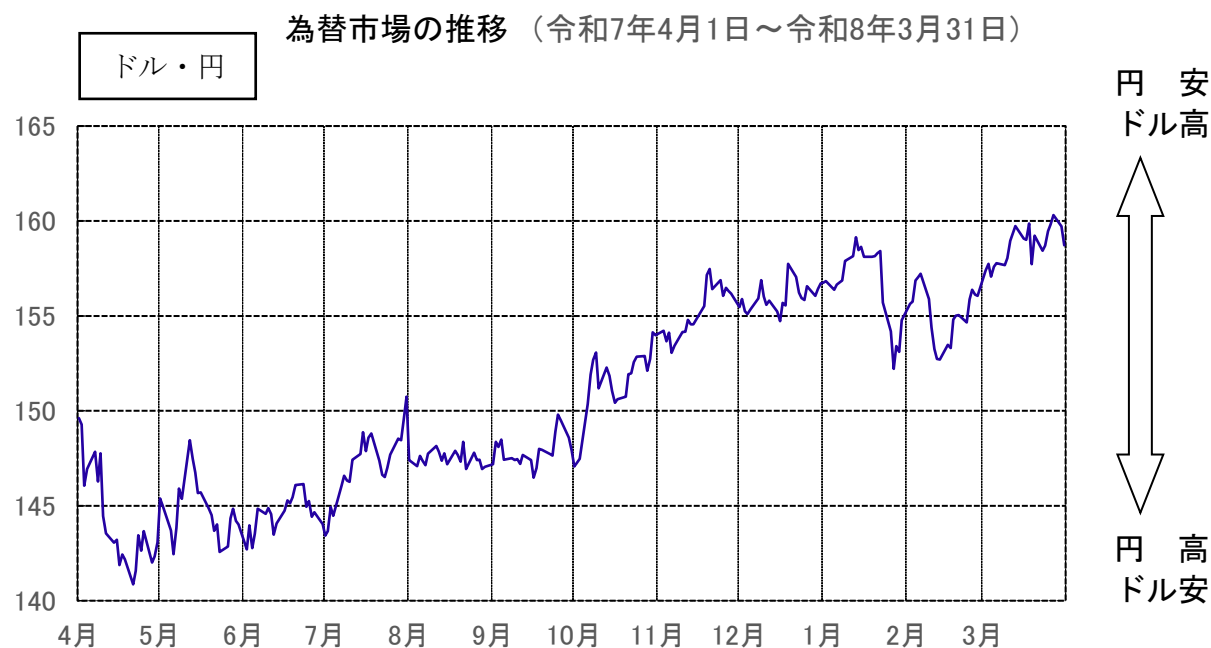
国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成 26 年に移行した IMF 国際収支マニュアル第 6 版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「為替相場の動向」 ○参考指標 2 「国際収支動向」 ○参考指標 3 「対外資産負債残高」 ○参考指標 4 「外貨準備動向」 ○参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向



(出所) Bloomberg (日次、NY 終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最高値	円の最安値	最高値と最安値の変化幅
令和 7 年度	160円44銭 (令和 8 年 3 月 30 日)	139円89銭 (令和 7 年 4 月 22 日)	20円55銭
令和 6 年度	161円94銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	140円34銭 (令和 6 年 9 月 17 日)	21円60銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円79銭 (令和 5 年 4 月 6 日)	21円18銭

(出所) 日本銀行 (日次、最高値、最安値) より財務省国際局為替市場課作成



参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経常収支	201,220	91,094	264,211	300,315	345,218
貿易収支	-15,043	-178,716	-34,825	-30,309	13,631
輸出	856,497	997,898	1,023,767	1,078,302	1,113,451
輸入	871,541	1,176,615	1,058,592	1,108,611	1,099,820
サービス収支	-48,936	-53,964	-32,401	-31,365	-38,777
第一次所得収支	289,718	354,124	375,342	414,084	422,809
第二次所得収支	-24,519	-30,349	-43,905	-52,095	-52,445
金融収支	180,296	89,816	228,325	255,309	312,031
直接投資 (資産)	214,578	232,117	293,492	317,275	334,680
" (負債)	38,134	48,596	19,709	46,117	89,758
証券投資 (資産)	-48,851	-68,195	112,657	33,181	52,041
" (負債)	111,603	16,903	27,268	-212,404	402,482
金融派生商品	16,875	37,266	75,729	60,728	64,307
その他投資 (ネット)	85,420	18,996	-250,042	-221,368	298,964
外貨準備	62,012	-64,870	43,465	-100,794	54,280

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 6 年度	317,275	33,181	46,117	-212,404
	令和 7 年度	334,680	52,041	89,758	402,482
米国	令和 6 年度	123,301	135,750	11,964	-85,543
	令和 7 年度	100,824	34,351	36,885	-3,635

EU	令和 6 年度	58,902	-55,037	12,730	-609,429
	令和 7 年度	49,062	-721	11,208	-471,822
アジア	令和 6 年度	57,289	7,971	17,596	-156,167
	令和 7 年度	57,567	-21,480	18,958	186

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3 : 対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	561兆7,504億円 (令和 7 年末)
アメリカ	▲4,304兆 363億円 (令和 7 年末)
イギリス	▲42兆 227億円 (令和 7 年末)
ドイツ	675兆5,374億円 (令和 7 年末)
フランス	▲155兆4,977億円 (令和 7 年末)
イタリア	63兆9,960億円 (令和 7 年末)
カナダ	205兆3,937億円 (令和 7 年末)
中国	636兆3,391億円 (令和 7 年末)

(出所) 日本 : 財務省資料、その他 : IMF 資料

(注) 日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4 : 外貨準備動向

(単位 : 百万ドル)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
外貨準備高	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511	1,374,731

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5 : 外国為替平衡操作の実施状況

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
金額	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
取組内容	<p>A G 7、G 20等の国際的な議論への参画</p> <p>強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。</p> <p>令和 2 年に発生した新型コロナパンデミックや、令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略等によって世界経済が多くの困難に直面する中、G 7 及び G 20 は、重要な役割を果たしています。ブラジルが議長を務めた令和 6 年の G 20 では、国際保健の枠組強化、国際開発金融機関 (MDBs) (用語集参照) の改革や国際通貨</p>

基金（IMF）（用語集参照）の強化を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の2本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、気候変動等の課題に対応するための議論を行いました。

イタリアが議長を務めた令和6年のG7では、前年の日本議長下の成果も踏まえ、ウクライナ支援、サプライチェーンの強靱化、多様な価値を踏まえた経済政策の在り方、AIの活用等について議論を行いました。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、世界経済の成長や国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取組を牽引していきます。

B 国際通貨基金（IMF）等による国際金融システム安定化の取組への参画

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対し資金支援を実施し、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしています。また、IMFには、危機予防目的の資金支援、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発に加え、G7、G20への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

近年、世界経済が複合的な危機に見舞われており、先行きの不確実性が一層高まっている中、加盟国が直面する課題の対応にIMFが一層貢献できるよう、IMFの融資能力を強化する必要があります。こうした観点から、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォーター一般見直し」が令和5年12月にIMFにて合意されました。これを受け、我が国では、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立しました。

今後も我が国は、IMFの第二の出資国として、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、引き続きその取組に積極的に関与していきます。特に、我が国が主要なドナーであるIMFによる低所得国支援や、加盟国の気候変動等に対する強靱性を高める支援、能力開発の強化に向けた議論に、引き続き積極的に参画していきます。

加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政6-1-3参照）。

以上のような、G7、G20、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

○

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G 20・ASEAN+ 3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。

【G 7・G 20等】

G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和 8 年 1 月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。

G 20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G 20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和 7 年 12 月以降の米議長下の G 20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。

令和 8 年 1 月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組を G 7や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和 8 年 3 月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。

本年度も、令和 7 年 6 月及び令和 8 年 3 月の IMF 専務理事訪日や IMF 幹部との政策対話などの機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、IMF 政策等について率

**実績及び
目標の達成度の
判定理由**

直な意見交換を行いました。令和 8 年 3 月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF 専務理事から「変容する世界経済の下での IMF の役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMF と日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。

また、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMF のガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMF における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和 8 年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、一般資金勘定の純益等を活用した貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMF の低所得国、脆弱国支援に関する議論に大きく貢献しました。

IMF の組織の在り方に関しては、IMF の能力を最大限に発揮するために、IMF スタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。

【ASEAN+3 等】

また、アジア地域では、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CMIM における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を始め、令和 8 年 1 月から、共同議長国として各種取組を主導しました（詳細は政 6-1-3 参照）。

上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>G7、G20、IMF 等においては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国際的な議論・取組に積極的に参画し、国際金融システムの安定に向けた制度強化のための取組に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMF の融資状況」 ○参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」

	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」 ○参考指標 7 「IMFのセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」
--	---

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (IMF) への主要国出資

国名	出資額 (億 SDR)	シェア (%)
米	829.9	17.42
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

(出所) IMF 公表統計等

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR = 約 1.36 米ドル (令和 8 年 3 月現在)。

参考指標 2 : IMF の融資状況 (令和 8 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 37 か国)	918.4
譲許的融資残高 (借入国: 56 か国)	234.4

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 8 年 3 月末現在)

(単位: 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	191

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.36 米ドル (令和 8 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位: 百万ドル)

	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度	2024 財政年度	2025 財政年度
自己資金	131	101	148	163	163
外部資金	118	141	189	219	226

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
二国間	126	126	117	134	N. A.
多国間	23	19	17	22	18

(出所) IMF Annual Report 等

(注) 二国間の数値は、当該年度の 5 月～4 月 (IMF 財政年度上の次年度) の数値に基づく。

参考指標 6 : IMFにおける日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和3年4月	4年4月	5年4月	6年4月	7年4月
日本人職員数	66(23)	70(24)	70(23)	68(23)	70(24)
日本人幹部職員数	5(0)	7(1)	11(3)	11(4)	11(4)
日本人比率	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%	2.54%

(出所) IMF公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (Bレベル) を指す。

参考指標 7 : IMFのセーフティネットの規模 (令和8年3月末現在)

(単位: 10億SDR)

出資額	302
NAB	280
バイ融資	105

(出所) IMFウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

(出所) AMROウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策	政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
-----------	----------------------------------

取組内容	<p>アジア地域では、ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー不安の高まりや、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇や金融環境のタイト化等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済が不確実性の高い状況の中で持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところで</p> <p>す。</p> <p>日本は、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。</p> <p>二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。</p> <p>A 多国間の地域金融協力</p> <p>アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。令和6年のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議においては、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に正式に合意しました。我が国は、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。</p> <p>また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、サーベイランス業務の負担が増大しつつあることを踏まえて、令和6年7月に金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する次長級ポストを新設する等、ガバナンスの強化を進めています。日本は、引き続き、AMROによるサーベイランスやメンバー国向けの技術支援の強化等を支援していきます。</p> <p>さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、ASEAN域内の現地通貨建て債券市場（注）の規模は約6.8倍に拡大しており、債券の発行体や債券の種類も多様化しています。新たな3年間の中期ロードマップの策定をはじめ、本イニシアティブに積極的に貢献していきます。また、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）については、現地通貨建て債券への保証を通じて多くの現地通貨建て債券の発行を後押ししています（令和6年11月15日時点で累計87件、累積保証残高3,685百万米ドル）。これらの取組を通じて、引き続きアジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。</p> <p>災害リスクファイナンス（DRF）イニシアティブ（用語集参照）については、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）の枠組みにおいて、SEADRIF保険会社を設立、ラオスを対象とした災害保険を供与しているほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化</p>
-------------	--

を進めています。令和 5 年 5 月にこうした DRF イニシアティブに係る取組が ASEAN + 3 財務トラックの定例議題に格上げされたことを受け、令和 6 年 7 月には本イニシアティブの議論を効果的にサポートするための事務局が設立されました。また、令和 6 年 9 月に発生した台風 11 号（ヤギ）のラオスへの被害に対して、SEADRIF より災害保険金が迅速に支払われました。引き続き SEADRIF の強化・拡大への貢献を通じて、DRF イニシアティブを積極的に支援していきます。

(注) 令和 7 年度事前分析表から、現地通貨建て債券市場の債券残高は、日中韓を除く ASEAN 域内を対象として算出しています。

B 二国間の金融協力

多国間の地域協力の枠組みに加え、二国間の取組も重要です。特に、ASEAN、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

ASEAN + 3 諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の 6 カ国との間で二国間通貨スワップ契約を締結しています（令和 6 年 12 月時点）。これらの契約を通じて、ASEAN + 3 地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和 2 年 8 月にインドネシア中央銀行との間で創設された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和 3 年 8 月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとは、二国間通貨スワップ契約のほか、次官級の日印財務協議（直近令和 6 年 9 月に開催）等を通じて、資本市場の育成や金融規制について議論に加え、両国のマクロ経済情勢について情報交換を行っています。今後も継続的な協議を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、令和 6 年 5 月に初の大臣級の会議を開催するとともに、自然災害リスク保険を活用し、災害発生時の迅速な資金供与を支援しています。災害リスクファイナンスを含む適応分野を始めとする、同地域との国際協調を引き続き促進していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(目標の内容)

ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブや ASEAN + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) のサーベイランス等の強化、アジア債券市場育成イニシアティブ、DRF イニシアティブ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
<p>実績及び 目標の達成度の 判定理由</p>	<p>ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、CMIMの強化や、AMROの能力強化、ABMI及びSEADRIFを含むDRF（災害リスクファイナンス）の推進等、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組をはじめ、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>【CMIM】</p> <p>CMIMについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。</p> <p>【AMRO】</p> <p>AMROについては、地域の経済・金融の安定に向け、サーベイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。また、共同議長国として、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。</p> <p>【ABMI】</p> <p>ABMIについては、現行のロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。さらに、共同議長国として、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。</p> <p>【DRF】</p> <p>DRFについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブの新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、令和8年8月以降のASEAN+3におけるDRFイニシアティブの恒久事務局としてのADBへの移管による実施体の強化に向けて、共同議長国として議論を主導しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。</p> <p>このほか、共同議長国下において、クロスボーダー決済に取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROと連携し、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。</p> <p>上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。</p>

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組

(目標の内容)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域金融の安定・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。

韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

また、インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和7年11月に第19回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

太平洋島嶼国との間では、令和7年5月に「第2回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニアを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及びNZと議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1 : ASEANにおける
現地通貨建て債券による資金調達
の状況（現地通貨建て債券市場の
債券残高の対前年比）

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値	-	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
実績値	107.1%	104.8%	108.2%	107.4%	110.2%

(注1) 年末時点及びその前年末時点のASEANにおける現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算し、対前年比を測定。 (注2) 過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高がAsian Bonds Online (ABO) 上で閲覧可能となったため、令和7年度事前分析表より上記3国を含め、対前年比を測定。 (注3) 令和7年度の実績値については、現在公表されている数値に基づく暫定値。 (出所) ABO (令和7年6月5日時点の公表値) (目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行を促進することが重要であるため、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。
--

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	地域金融協力については、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、共同議長国としての役割も含め、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスを通じた地域セーフティネットの構築やアジア債券市場の育成等に積極的に取り組み、また、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標2「日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標4「サーベイランスの実施状況(ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数(代理レベル含む))」

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲(政6-1-2：参考指標8)】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
11	13	13	10	10

(出所) 国際局地域協力課調(令和8年3月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インド ネシア	フィリピン	シンガ ポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10月14日	令和 7 年 1月 1 日	令和 6 年 5月21日	令和 6 年 7月23日	令和 5 年 9月18日	令和 8 年 2月28日	令和 5 年 12月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6億ドル 相当	日→比： 120億ドル 相当	日→星： 30億ドル 相当	日→泰： 30億ドル 相当	日→馬： 30億ドル 相当	日→印： 750億ドル 相当	日→韓： 100億ドル
	—	比→日： 5億ドル	星→日： 10億ドル	泰→日： 30億ドル	馬→日： 30億ドル	印→日： 750億ドル 相当	韓→日： 100億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 8 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
3	3	2	3	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	<p>国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。</p> <p>このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和 3 年 6 月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から 24 時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。さらに、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。</p> <p>また、F A T F (金融活動作業部会) (用語集参照) や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) に関する F A T F 基準の履行等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(令和 4 年 5 月) に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。</p>

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(目標の内容)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」や、令和6年4月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F 基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等(以下「テロリスト等」といいます。)に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和7年度においては、4個人を追加、5個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計540個人・団体となりました(参考指標1参照)。
- ・ 北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 令和7年9月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を

実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

- ・ 令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和7年度も引き続き、令和7年9月に措置を実施しました。特に、G7を始めとする主要国と協調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ制度）の迂回に関与した第三国の団体に対する資産凍結の措置や、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うF A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国のF A T F 基準の履行確保を担うF A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和6年9月～）A P G が行う活動を支援しており、令和7年8月にはA P G の年次総会を東京で開催（40以上の国・地域や国際機関から約450名が参加）しました。
- ・ 国内では、令和3年8月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（令和6年4月）等に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したF A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和6年3月に作成し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け令和7年12月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、117件の外国為替検査を行いました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計294の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 7 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行に係る説明会を 15 件実施しました。

上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	3	2	1	2	1	
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	3	2	1	2	1	

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 1 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	238	226	223	220	213
実績値		223	220	213	212	294	
外国為替検査の実施件数	目標値	90	110	104	100	114	
	実績値	85	116	104	97	117	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和5年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○ ・ 外国為替検査の実施件数 ○
目標の達成度の判定理由	<p>令和7年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和5年度の実績値を参考に設定した目標値(213件)を大きく上回りました。これは令和6年4月から外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインが適用され、資金移動業者及び暗号資産交換業者も同ガイドラインの対象とされたことを踏まえ、これらの業者をオフサイト・モニタリングの実施対象先に加えたことが主な要因であり、両業種を含む全ての実施対象先(294機関)に対して、オフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、外国為替検査の実施件数について、令和7年度の目標値を114件としていましたが、実績値は117件となり、目標値を上回りましたので、達成度は、「○」としました。</p>

定量的な測定指標						
政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	16	13	16	16	15
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。</p>						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評定の理由	<p>国際金融システムの濫用を通じた不正な行為・取引を防ぐために、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、外為法に基づく制裁措置及びFATF基準の着実な履行等を実施しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「FATF 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「FATF 基準に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5 - 1：参考指標 3）】

参考指標 2：FATF 関連会合への出席回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
出席回数	55	68	60	71	62	61

参考指標 3：FATF 基準に係る研修等への参加状況

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
参加回数	2	2	3	2	9	6
参加人数	14	15	18	17	33	14

参考指標 4：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
開催回数	-	2	2	2	2	2

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	<p>我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。</p>

昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。

また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組

(目標の内容)

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、対内直接投資審査制度が果たすべき役割は一層重要になっています。健全な対内直接投資の促進と経済安全保障の確保を両立させるため、実効性のある対内直接投資審査制度の整備・運用に取り組みました。

- ・ 対内直接投資審査制度に関して、令和2年5月に制度の見直しが行われ、国内外の行政機関との間で情報を交換・連携するための規定が整備されました。これを踏まえ、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。
- ・ また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限するための改正政省令を公布（令和7年4月4日）・施行（令和7年5月19日）しました。

	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に対して適切に対応するため、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月 17 日に閣議決定し、国会に提出しました。本法案は、国の安全等に係るリスクを軽減するための措置を外国投資家の事前届出事項に追加するとともに、日本企業の株式を保有する外国法人を別の外国投資家が買収すること等を通じて、間接的に日本企業の株式を取得する行為を規制対象に加えるほか、いわゆる日本版 C F I U S 創設のため、審査等において必要な場合に、安全保障関連部局を含む関係省庁間での連携を義務付ける等の改正を行うものです。 <p>上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。</p>
--	--

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。</p> <p>また、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うとともに、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出する等、対内直接投資審査制度の高度化に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数」

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 4）】

参考指標 2 : 対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数

	令和 7 年度
開催回数	15回

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも、G 7 や G 20 等で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内</p>
----------------	--

	<p>で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。</p> <p>ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及び ABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。</p> <p>「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画 (2024-2026 年度)」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上に取り組みます。さらに業務効率化等の観点から、関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるよう新システムの導入に向けた検討を進めていきます。</p> <p>また、令和 7 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	<p>該当なし</p>
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	<p>外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）</p>
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関し</p>

ては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったIMFの役割にかかる議論を積極的に喚起しました。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進しました。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のウクライナ情勢に鑑み、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施しました。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連法令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。

また、令和6年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	1,672,700,646 千円	
	(項) 事務取扱費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(項) 諸支出金	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	

	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△49,222千円	—	N. A.		
	合計	918,280,321 千円	1,016,558,268 千円	N. A.		
	執行額	160,266,824 千円	352,002,518 千円	N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和8年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や、デジタル、グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

<p>評定の理由</p>	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。その上で、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、開発途上国のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力を努めています。</p> <p>(令和7年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金(JFPR)への拠出他21事業(予算事業ID:001385~001387、001389~001404、001408、005638、021600) <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資(予算事業ID:001406) <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。</p>

<p>施策</p>	<p>政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用</p>
<p>取組内容</p>	<p>我が国は、SDGs(用語集参照)やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。</p> <p>財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力(円借款(用語集参照)等)・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関(MDBs)及び諸外国との援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行(JBIC)の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。</p>

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等では、ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）に取り組んでいます。また、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を通じて、案件形成の促進に取り組んでいます。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法JICA法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、JICAが民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用したJICAとAfDBにおける協調出資等に取り組む旨発表しました。

実績及び
目標の達成度の
判定理由

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2 : 国際協力銀行 (J B I C) を通じたその他の政府資金 (O O F) の効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

J B I C の機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I C の実施する O O F (Other Official Flows) との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度

○

地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I C の機能強化も行いつつ、J B I C の実施する O O F を効率的・戦略的に活用しました。

【ファシリティ等を通じた支援】

J B I C は、令和 7 年度において、地球環境保全業務 (G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation) で計 8 件、約 1,271 億円の出融資等を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 10 月末までに、計 382 件、約 60,411 億円の出融資等を承諾しています (経過措置案件を含む) 。また、令和 7 年 9 月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和 8 年 3 月までに 81 件、約 18,498 億円の出融資等を承諾しました。

【法令改正を踏まえた機能強化】

さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月に国会に提出しました。また、令和 5 年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。

上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新たな課題へ対応するための機能強化に向けた取組を推進したことから、達成度を「○」としました。

実績及び
目標の達成度の
判定理由

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携や民間資金動員の促進も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、JBICについては、ファシリティ等による支援を通して、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 3 「海外投融資実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
ODA	13,660	15,765	16,747	18,662	15,246
ODA以外の政府資金（OOF）	4,898	591	-682	-1,539	6
民間資金（PF）	13,309	21,502	24,308	28,162	18,871
非営利団体による贈与	606	636	750	623	537
資金の流れ総計	32,472	38,496	41,123	45,908	34,660

(注) 支出純額（ネット）ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 3：海外投融資実施状況

(承諾額ベース、単位：件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件数	10	13	21	13	18
金額	734	1,167	1,267	3,385	4,149

(出所) 国際協力機構「有償資金協力勘定 業務報告書」

(<https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html>)

参考指標 4：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 5 : J I C A の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 7 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	53% (31 件)	37% (22 件)	8% (5 件)	2% (1 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	7% (4件)	93% (55件)	0% (0件)	0% (0件)
有効性・インパクト	2% (1件)	85% (50件)	14% (8件)	0% (0件)
持続性	7% (11件)	49% (28件)	34% (20件)	0% (0件)
効率性	8% (5件)	47% (28件)	37% (22件)	7% (4件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 7 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A) を通じた支援) 並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力 (J I C A を通じた支援) や J B I C 業務、M D B s に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>A 有償資金協力 (J I C A を通じた支援)</p> <p>開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。</p> <p>円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMF をはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする M D B s との連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資 (用語集参照) については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、令和 5 年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。</p> <p>引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などの M D B s との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。</p> <p>B J B I C を通じた支援</p>

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C M D B s 等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のM D B s は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。M D B s は、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、M D B s を重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20（用語集参照）の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化等について、M D B s の知見を活用して取組を進めるため、M D B s に設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B s の政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にM D B s の経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。令和7年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第21次増資（IDA21）に、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）の第13次財源補充（ADF14）に、それぞれ合意するなど、我が国は主要出資国として積極的に貢献しています。引き続き、我が国が開発分野で重視するテーマがM D B s の重点政策として位置づけられ、M D B s を通じた効果的な支援が可能となるよう、交渉や議論に取り組んでいきます。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るM D B 改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なM D B s に向けたG20M D B ロードマップ」が承認されました。そうした中、特に我が国としては、令和6年10月に、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体

に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム(PGP)」に対し、10億ドルの拠出を行うことに合意する等、各MDBsやG7(用語集参照)・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、MDBsやG7・G20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

UHCは持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進に積極的に取り組んできました。また、G7やG20等の国際場裡におけるUHC推進やパンデミックへの予防・備え・対応(PPR)強化の議論を先導しています。令和6年のブラジル議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金の強化に向けた議論が継続され、日本も、積極的に議論に貢献しました。

また、令和4年9月に世界銀行に設立された、パンデミックPPRに関する国際的な資金ギャップに対処するためのパンデミック基金(Pandemic Fund)について、財務省は、創設ドナーの一員として、令和6年10月に第2回目の支援案件決定等にも貢献するとともに、同基金に対して5,000万ドルの追加貢献の意向を表明しました。

加えて、令和6年4月に、日本は、世銀及び世界保健機構(WHO)と連携し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援するため、「UHCナレッジハブ」を令和7年秋に日本に設立することを表明したところ、引き続き、同ハブの設立に向けた取組を進めていきます。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミックPPRを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、UHCナレッジハブを含むUHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、「京都議定書」に代わる、2020年(令和2年)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」(Paris Agreement)が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ(Global Environment Facility:GEF)(用語集参照)及び気候投資基金(Climate Investment Funds:CIF)(用語集参照)、更には緑の気候基金(Green Climate Fund:GCF)(用語集参照)の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G7、G20及びCOP等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」(Just Energy Transition Partnership:JETP)において、インド

ネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）は現在、アフリカ南部地域等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）も見据え、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和6年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、G7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向けIMF支援プログラムに関しては、我が国は令和5年のG7議長国として、同年3月のプログラム開始時から、同年12月の第2次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

特に、戦争が長期化・激化する中、引き続きG7が結束し、ウクライナを支援していくこと、なかでも、IMFプログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和5年の日本のG7議長下から、「ロシアは、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない」との考えのもと、G7としてロシアの国家資産の活用について検討してきました。令和6年6月のG7首脳会合において、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資として約500億ドルをウクライナに供与する「特別収益前倒し融資（E R Aローン）」の立ち上げが表明され、同年10月のG7財務大臣会議においては、各融資間の整合性と連携確保に必要な「融資に関する原則と技術的事項」の一致に至ったところです。日本は、同融資に関し、世界銀行に新設された基金を通じ、ウクライナに非軍事向けの使途に限定した財政支援等を実施する予定です。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和6年12月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約120億ドル以上の支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援9.4億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）の一部改正法（令和5年4月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完85億ドル等の財政支援に取り組んできており、引き続き着実に実施していきます。

ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）において、令和5年2月に設立されたウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金に対し、第1号ドナーとして貢献し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

また、JBICにおいても、令和6年9月、ウクライナの復興並びにウクライナ・周辺国の気候変動緩和を支援するものとして、黒海貿易開発銀行との間で、総額1.5億ドルを限度とするクレジットラインを設定しました。

財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMFやMDBsの知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、JBIC等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（目標の内容）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。

【国際保健】

- 保健分野では、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関（WHO）と連携し、令和7年12月に東京に「UHCナレッジハブ」を立ち上げました。「UHCナレッジハブ」では、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の能力強化の支援等を進めていきます。

- ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金（PHRD）を通じ、「UHCナレッジハブ」による支援の実施に向けて300万ドルを拠出し、UHCの推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、UHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むために設立された「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」では、共同議長として基金の運営に係る議論をリードしました。
- ・ パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化については、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」の理事会において、ドナー国として令和7年11月の5億ドル規模の第3回支援案件の決定や、第4回支援案件募集に関する議論等に貢献しました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、中南米・カリブ地域では、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ガイアナ協同共和国向けの上水道整備などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関であるIDB InvestとJICAの協調枠組みである中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（通称：TADAC）を通じ、アルゼンチン共和国における再生可能エネルギー容量の拡大支援などを実施しました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和7年度にジャマイカで発生したハリケーンやスリランカで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。

- 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IF-CAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始し、同地域の気候変動対策支援を行っております。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っております。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership: JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。
- さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精練・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: 強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和7年11月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本—EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増

資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。

- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和 8 年 3 月に I D B の日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000 万ドルの貢献を行いました。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組 (G 20 による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー (C A F レビュー) 」) の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図る M D B 改革が進められる中、令和 7 年度においても、各 M D B や G 7 ・ G 20 等における M D B 改革の議論や取組に参加しました。

その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。

A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (M I G A) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (I D A) 増資を含む) 等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s に対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和 7 年度には、世界銀行や E B R D がリクルートミッションを行ったほか、I D B が大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、A f D B もアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2 : UHC 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(目標の内容)

我が国が国際的取組を先導している UHC の実現に向けた議論や、パンデミックへの P P R の強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHC の実現やパンデミックへの P P R の強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と UHC 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	<p>UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。</p> <p>UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。令和7年10月には、世銀及びWHOと共に「保健に関するリーダー連合」の初会合に共同議長として参加しました。さらに、令和7年12月には、財務省、厚生労働省、世銀及びWHOの共催により「UHCハイレベルフォーラム2025」を東京にて開催しました。同フォーラムにおける主催者の共同宣言では、「UHCナレッジハブ」による財務・保健当局の能力強化等を通じて、途上国のUHC達成に向けた取組を支援していくことを確認しました。</p> <p>また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和7年の南アフリカ議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、財務・保健当局の連携に基づく取組の継続の重要性を主張するなど、日本も積極的に議論に貢献しました。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>
----------------------------------	---

定性的な測定指標	
政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画	
<p>(目標の内容)</p> <p>G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：RISE）の運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）に係る議論等に積極的に参画していきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>	

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	<p>各基金の意思決定機関である評議会、運営委員会、理事会や、令和7年11月に開催されたCOP30での、GEF、GCF、ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。</p> <p>GEFについては、第9次増資会合にも出席し、第9次増資期間（2026-2030）におけるGEF運営に関する議論を他のドナー国と連携しリードしました。</p> <p>RISEについては、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域南部地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカンントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・</p>

日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和7年11月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。

また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。

このほか、IF-CAP等、ADBにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

（目標の設定の根拠）

令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和5年4月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和8年3月までに125億ドルの国債を抛出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERAローン）」について、令和7年6月、JICAとウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に2,784.5億円を供与済（令和8年3月末時点）であり、着実に支援を実施しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に1,000万ドルを追加抛出しました。加えて、令和5年12月に合意された、EBRDのウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として参画し、令和7年9月には第2回目の払込みを行いました。

	<p>また、J B I Cにおいても、令和 7 年 5 月、ウクライナのキーウにおいて実施する 3 D プリント義足などの製造・販売事業に必要な資金を提供するため、融資金額 1, 800 万円を限度とする貸付契約を締結しました。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>MD B s 等を通じた支援に関しては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを MD B s の政策に反映させることにより、主要出資国として MD B s の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と MD B s の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 MD B において行われた地球規模課題への対応強化のための MD B 改革の議論にも参画しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際開発金融機関 (MD B s) に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関 (MD B s) 等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関 (MD B s) の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 5)】 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 6)】 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際開発金融機関 (MD B s) に対する主要国の出資 (単位 : %)

	世界銀行グループ							
	国際復興開発銀行 (IBRD)		国際開発協会 (IDA)		国際金融公社 (IFC)		多数国間投資保証機関 (MIGA)	
日本	7.4% (2位)		16.6% (2位)		7.5% (2位)		5.1% (2位)	
1位	米	16.7	米	19.6	米	18.1	米	18.4
2位	日	7.4	日	16.6	日	7.5	日	5.1
3位	中	6.2	英	12.1	独	5.3	独	5.0
4位	独	4.4	独	9.8	英・仏	4.9	英・仏	4.8
5位	英・仏	4.0	仏	7.0	-	-	-	-

	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日本	15.6% (1位)		38.3% (1位)	
1位	日・米	15.6	日	38.8
2位	-	-	米	12.8
3位	中	6.4	豪	8.4
4位	印	6.3	加	5.8
5位	豪	5.8	独	5.5

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社 (IIC)	
	米州開発銀行 (IDB)		多数国間投資資金 (MIF)			
日本	5.0% (域外国中1位)		33.1% (1位)		4.0% (域外国中4位)	
1位	米	30.7	日	33.1	アルゼンチン	14.0
2位	ブラジル	11.2	米	31.6	米	12.7
3位	アルゼンチン	11.2	スペイン	6.9	ブラジル	12.1
4位	メキシコ	7.2	韓	3.5	メキシコ	6.8
5位	日	5.0	中	3.0	中	5.1

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)		アフリカ開発基金 (AfDF)				
日本	4.9% (域外国中3位)		10.0% (域外国中5位)		日本	8.6% (2位)	
1位	ナイジェリア	8.4	米	10.9	1位	米	10.1
2位	モロッコ	6.8	英	10.7	2位	日・英・独・仏・伊	8.6
3位	独	5.9	独	10.7	3位	露	3.6
4位	米	5.7	仏	10.1			
5位	エジプト	4.9	日	10.0			

(出所) 各機関年次報告書等 (令和7年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金

(単位: 億円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
MDBs	440.1	824.7	1032.3	488.7	477.4
世界銀行グループ	270.5	710.0	883.0	344.1	295.1
アジア開発銀行	132.9	69.1	94.2	94.9	105.7
米州開発銀行	20.5	18.4	20.6	15.4	30.5
アフリカ開発銀行	6.2	8.3	25.8	23.5	25.5
欧州復興開発銀行	9.9	18.9	8.8	10.7	20.7
IMF 拠出金	112.1	178.7	43.7	60.3	50.6
合計	552.2	1003.5	1076.0	549.0	528.0

(出所) 国際局開発政策課、開発機関課及び国際機構課調

(注1) 各年度の決算額を記載。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・漁業・林業	41.7	76.2	83.5	45.0	165.8
教育	56.0	34.3	37.0	43.8	44.4
エネルギー・採取産業	61.8	67.7	102.6	119.3	116.0
金融セクター	57.4	32.2	54.6	48.7	64.1
保健	64.5	105.2	53.9	69.7	63.4
産業・貿易・サービス	52.0	42.3	46.1	36.8	37.8
情報通信技術	19.2	17.5	23.2	28.9	12.6
行政	112.4	126.8	172.4	123.9	165.8
社会的保護	111.5	82.4	73.5	77.9	79.1
運輸	46.4	82.0	35.5	55.1	120.8
水・衛生・廃棄物処理	42.6	41.4	46.1	38.6	36.1
社会的持続可能性・社会的包摂	-	-	-	-	12.0
合計	665.5	708.0	728.2	687.6	807.5

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

(注 3) 2025 世銀年度の年次報告書より「社会的持続可能性・社会的包摂」が追加されたため、令和 8 年政策評価書より追記。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・天然資源	14.9	22.2	32.3	26.4	22.5
エネルギー	18.4	14.5	22.3	38.3	35.1
金融	41.2	56.9	36.1	58.9	72.6
産業・貿易	7.2	2.4	6.6	1.0	4.7
教育	9.8	8.0	13.9	5.4	19.1
保健・社会保障	58.8	8.2	22.8	11.5	15.3
給水・衛生・廃棄物処理	19.9	11.0	19.2	33.5	21.1
運輸・通信	34.5	44.3	48.7	35.8	56.9
公共政策	22.9	37.3	33.5	32.2	43.9
多目的	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
合計	227.6	204.7	235.4	243.0	291.5

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 6 年度)	256 (134)	136 (46)	20 (8)	11 (2)	22 (14)
	(令和 7 年度)	267 (131)	144 (52)	19 (7)	12 (3)	20 (12)
日本人幹部職員数 (令和 7 年度)		4 (1)	30 (9)	3 (1)	3 (1)	1 (0)
日本人比率 (令和 7 年度)		2.7%	9.5%	0.7%	0.7%	0.7%

(出所) 各機関資料、理事室調

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 6 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 6)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 7 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 27,520 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 7 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ポーランド開発銀行	473
保証	コートジボワール共和国政府	500

施策	政 6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。

G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和5年10月にはザンビア、令和6年6月にはガーナの覚書について合意に至り、エチオピアの議論も進展しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至り、令和6年6月に債権国会合とスリランカが基本合意に沿った債務再編の詳細を規定する覚書に合意し、同意書への署名も完了しました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。

今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

（目標の内容）

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいます。

（目標の設定の根拠）

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	<p>【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】</p> <p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、債務者及び公的・民間の債権者を含む幅広い関係者の協働が必要との認識の下、IMF、世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務透明性の向上に向けて、G7等有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組の重要性について、G20などの国際会議の場で積極的な発言を行いました。 ・ 途上国の債務持続可能性確保に向け、日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金(「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」)のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の強化を目指す技術支援等の取組に貢献しました。 ・ パリクラブやG20等途上国の債務問題の解決を目指した議論を行う会議に際して情報収集に努めるとともに、会議での積極的な発言を行いました。 <p>【「共通枠組」等の債務再編の進展及びG20「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した「債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」(以下、「共通枠組」)の下での債務再編について、令和7年7月にエチオピア政府と公的債権者委員会の間で覚書の合意に至る等の進展がありました。「共通枠組」外の債務再編については、令和7年1月にキューバ共和国がキューバ債権国グループとの協議において到達した結論に基づき、同年7月にキューバ共和国と日本国政府の間で債務救済措置に関する書簡の交換を行いました。 ・ 令和7年10月には、「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」が採択されたG20の議論に貢献しました。更に、IMF・世界銀行・G20議長国が主催するグローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル(GSDR)に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨む中、議論に貢献する役割を果たしました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>
----------------------------------	--

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>我が国は、債務透明性・債務持続可能性確保に向けたIMF・世界銀行、G7・G20、パリクラブ及びGSDR等の国際的枠組における議論や技術支援の取組に積極的に参画するとともに、G7及び有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組について、継続実施に貢献しました。</p> <p>パリクラブにおいては、途上国の債務問題へ対処するため、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」等の債務再編の進展に貢献するとともに、G20において「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択にも貢献を果たしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	<p>開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。</p> <p>この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構（WCO）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。</p> <p>同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。</p> <p>政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。</p>

定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.6	99.1	99.8	99.4	99.0
（出所）関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評定の理由	<p>関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、令和 7 年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されている J I C A 専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和 7 年度の実施状況
受入 研修	財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 9 月～10 月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
専門家 派遣	カンボジア中小企業 金融支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 5 月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	P R I - U M O E F - B F A 合同セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 令和 8 年 3 月、ウズベキスタン経済財務省（U M O E F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（B F A）との合同セミナーを対面方式で開催し、財務総研から、U M O E F 職員及び B F A 学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

		令和 7 年度の実施状況
受入 研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> A S E A N や太平洋島嶼国、アフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、リスク管理や品目分類等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	J I C A プログラム	<ul style="list-style-type: none"> J I C A と協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の税関行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修等を実施しました。
	W C O プログラム	<ul style="list-style-type: none"> W C O に加入している開発途上国の税関職員を対象に、W C O 事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 W C O 事務局と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。

専門家 派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	2	4	5	2	2
	関税局	9	21	30	26	29
	合計	11	25	35	28	31
受入人数	財務総研	17	416	180	34	24
	関税局	182	218	330	240	253
	合計	199	634	510	274	277

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	0	2	3	2	2
	関税局	51	46	55	63	56
	合計	51	48	58	65	58
派遣人数	財務総研	0	9	16	9	14
	関税局	133	111	114	129	130
	合計	133	120	130	138	144

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。</p> <p>JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p>
---------	--

	<p>MDBs に関しては、引き続き主要出資国としてMDBs の業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。</p> <p>国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立された「UHCナレッジハブ」を通じ、途上国の財務・保健当局者の能力強化支援等に取り組んでいきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。</p> <p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。</p> <p>また、令和7年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和9年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。</p>
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	<p>該当なし</p>
政策評価を行う過程 において使用した資料そ の他の情報	<p>政策目標に係る予算額等の状況：令和5～7年度一般会計補正予算書（財務省）、令和8年度一般会計予算書（財務省）、令和5～6年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	<p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、改正JICA法に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進した。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。</p> <p>MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p>

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）やUHCの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画した他、令和7年12月に「UHCナレッジハブ」を立ち上げた。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しました。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画しました。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。

また、令和6年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和8年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	(項) 経済協力費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	(事項) 経済協力に必要な経費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	36,222,480 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 021600
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	50,280,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	-	27,800 千円	-	16,688 千円	005638
	その他	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	437,193 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	76,544,732 千円	56,524,418 千円	30,753,478 千円		
繰越等	-	-	N. A.			

	合 計	159,357,975 千円	139,960,110 千円	N. A.		
	執行額	159,269,180 千円	139,880,000 千円	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当）、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和8年6月
--------------	---	-----------------	--------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

<p>政策目標の内容及び 目標設定の考え方</p>	<p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>令和 6 年 12 月、インフラ需要の一層の高まり、新興国企業との競争の激化、グローバルサウス諸国の成長、経済安全保障強化の必要性の高まり等を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。</p> <p>財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p>
--------------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6 - 3 - 1 : 国際協力機構 (J I C A) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (J B I C) 業務を通じた支援
推進

<p>関連する内閣の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○ 「 「強い経済」 を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定) ○ 「インフラシステム海外展開戦略 2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)
---------------------------	---

政策目標 6 - 3 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

評定の理由

国際協力機構 (J I C A) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (J B I C) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、また、サプライチェーン強靱化の観点を含め国の経済安全保障の確保を通じて我が国経済の健全な発展に貢献します。JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。</p>
--------------	---

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
-----------	---

取組内容	<p>国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでもJICAによる有償資金協力やJBIC等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICAによる有償資金協力やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。</p> <p>A JICAによる有償資金協力等を通じた支援</p> <p>JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月）等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件（STEP）（用語集参照）による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、令和5年12月にJICAが立ち上げたアジア開発銀行（ADB）に出資する信託基金の第2フェーズ（LEAP2）において、エネルギー、運輸交通、情報通信技術、保健医療、農業、上下水等の都市インフラを対象として、7年間で15億ドルの投融資枠を設定したところです。</p> <p>これらを通じて、民間セクターによる大型案件を含む質の高いインフラ案件の実現を促進していきます。また、こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。</p> <p>B JBICを通じた支援</p> <p>「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまでJBICの機能強化を図ってきました。令和4年7月には、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援すると共に、サプライチェーン強靱化や質の高いインフラの海外展開、海外における新たな市場創出を支援しています。令和5年10月には、株式会社国際</p>
-------------	--

協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（以下「改正法」といいます。）が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。今後とも、J B I C が有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、J B I C の機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（J I C A）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、J I C A による有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、J I C A による有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

J I C A については、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、J I C A 海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、令和7年8月に「J I C A 海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和7年度においては、計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。

円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。

また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、J I C A の機能強化を行いました。また、T I C A D 9 では、J I C A が民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用した J I C A と A f D B における協調出資等に取り組む旨発表しました。

なお、財務省は、M D B s とともに連携し、様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援してい

ます。例えば、令和 7 年 11 月には、日本企業のアフリカ進出を促進するため、AfDB 主催「2025 年アフリカ投資フォーラム (Africa Investment Forum: AIF 2025)」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催し、スタートアップを含む日本企業等の約 100 名が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。

上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

JBIC においては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた JBIC による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

JBIC を通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。

- ・ 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等（令和 6 年 12 月に「インフラシステム海外展開戦略2030」に改訂）を踏まえ、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 10 月までに、計 382 件、約 60,411 億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件含む）。また、令和 7 年 9 月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和 8 年 3 月までに 81 件、約 18,498 億円の出融資等を承諾しました。なお、令和 8 年 2 月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における 3 つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3 月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。
- ・ さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を

	<p>盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月に国会に提出しました。また、令和 5 年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。</p> <p>上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。</p>
--	--

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、J I C A については、民間資金動員の促進に向けて、これまでに実施してきた制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきました。また、J I C A 海外投融资の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融资の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>J B I C については、ファシリティ等を通じて、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押ししました。さらに、経済安全保障上重要な海外事業を支援するため機能強化を推進してきました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】</p> <p>○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】</p>

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 2 : 国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

評価結果の反映	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。</p>
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進しました。</p>
---------------------	---

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	----------------	----------	------------